

# CFP<sup>®</sup> 受験対策

FPKオリジナル

## 精選過去問題集

制度改定版



ライフプランニング・  
リタイアメントプランニング



NPO法人日本FP協会認定教育機関／FP専門校

FPK 研修センター株式会社

# 【CFP® 受験対策精選過去問題集の使い方】

・ CFP 受験対策精選過去問題集の特徴を活用して、効率よく学習をおすすめください。

## ◆時間的に余裕のある場合は、まず一通りチャレンジしましょう。

- 得意分野からチャレンジ
- 基本レベルからチャレンジ
- スムーズに解けなかった問題はチェックしてくり返しチャレンジ。

問題の出題内容を表示  
得意分野の問題から解くもよし!

問題編

## ◆時間的に余裕のない場合は、問題をチョイスしてチャレンジしましょう。

- 出題頻度の多いものにチャレンジ
- 「Let's try」にチャレンジ

問題の難易度を表示。  
難易度をチョイスして学習可能。

問題の出題年度を表示。

設問問題の出題頻度を表示。  
☆の数の多い問題は是非解けるように。

CFP 精選過去問題 タクソプランニング

【問11】 H28-1 不動産所得  
不動産所得に関する以下の設問について、それぞれの答えを1~4の中から1つ選んでください。

(問題21) 設問A ☆☆☆  
ビルの賃貸業を営む甲さんの平成23年の損益は、下記のとおりと予想される。甲さんの不動産所得について、平成23年中の税引後（所得税および住民税を差し引いた後）のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。

<平成26年分の不動産賃貸業の予想>

項目	金額	備考
賃貸料収入	2,100万円	すべて現金による収入である。
租税公課	300万円	固定資産税、事業税。すべて現金による支出である。
減価償却費	550万円	平成23年中にビルに看板を新たに設置し、その構築物の購入代金50万円を現金で支出している。
支払利息	400万円	借入金の元金の返済金額は、700万円である。
管理費ほか	150万円	すべて現金による支出である。
合計	1,400万円	
青色申告特別控除額	65万円	

※平成23年分の所得税および住民税は、100万円である。

- 335万円
- 400万円
- 450万円
- 500万円

## 解答・解説編

### ◆理解を早めるための一工夫。

スムーズに解けない問題は、迷わず解説を読んで理解しましょう。

解答解説でも難易度・出題年度を表示。  
試験における重要度がわかる!

☆の数の多い問題の  
解答方法はおぼえる!

問題解答に必要な知識も詳しく記載。  
別の角度からの出題も“取りこぼし無し”

限られた学習時間に合わせて☆☆☆や「Let's try」のみなどの重点学習も可能。

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

【問32】 H28-2 リタイアメント

<正解>

設問A	設問B	設問C
3	2	1

会社と個人事業をリタイアした後にも所得税・住民税はさまざまなケースにおいて課せられるため、その知識を退職金および年金支給に關して問う。

(問題98) 設問A-3 退職金の手取り額の計算方法 ☆☆☆

退職金からは、退職所得に対する所得税が源泉徴収され、住民税が特別徴収されるため、手取り額は非常に実務的な問題である。「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、退職金支給時に所得税が源泉徴収され、課税関係が終了する。また、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合には、収入金額の20%が源泉徴収され、発給者は、確定申告により精算することになる。

- 収入金額 1,900万円
- 勤続年数 33年（平成22年は昭和換算では昭和85年）  
勤続年数は、就職した日から退職した日まで、会社に実際に勤務していた期間による。1年未満の端数は1年とし、長期欠勤・休職期間も勤続年数に含まれる。  
勤続年数32年2ヶ月（昭和63年8月1日～昭和85年9月30日）→33年
- 退職所得控除額 800万円+70万円×（33年-20年）=1,710万円  
（障害者になったことに直接起因して退職した場合は100万円加算）
- 退職所得の金額 (1,900万円-1,710万円)×1.2=295万円
- 所得税 95万円×3%（所得税の速算表から）=47,500円
- 住民税 95万円×10%×（1+1/10）=85,500円
- 手取り額 19,000,000円 - (47,500円+85,500円) = 18,867,000円

(問題99) 設問B-2 2つ以上の退職金を受給した場合の退職所得の計算方法 ☆☆☆

中小企業基盤整備機構から支給される退職一時金も、受給者の退職所得に該当する。会社から受け取った退職金との合計金額から退職所得控除額を差し引く。

(参考) 2つ以上の退職金の支払いを受けた場合の勤続年数。  
その年に2つ以上の退職手当を受給した場合は、各退職手当ごとに勤続期間を計算し、そのうちの最も長い期間によって勤続年数を計算し、退職所得控除額を算出する（所得税法施行令69①-3）。

- 収入金額 1,200万円+900万円=2,100万円
- 勤続年数 勤続年数25年11ヶ月 - 26年  
26年と15年のうち、最も長い期間 →26年

詳しい解答解説が精選過去問題集の特徴！  
内容の理解で問題が解ける。

CFP 精選過去問題 解答と解説 タクソプランニング

<小規模企業共済の税法上の取扱い>

支払事由	所得の区分	確定申告・源泉徴収
共済金	死亡以外の一括受取（原業等）	退職所得 源泉徴収（退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額）
	死亡以外の分割受取	雑所得 源泉徴収有り。公的年金等の雑所得扱い
準共済金	死亡	相続税 みなし相続財産として相続税申告
	個人事業の組織変更・親族等への事業譲渡	退職所得 源泉徴収（退職所得の受給に関する申告書の提出/加入期間に応じた控除額）
解約手当金	65歳以上任意解約	一時所得 共済掛金総額は一時所得の計算上、支出した金額に算入できない
	65歳未満任意解約	一時所得

<小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について>

小規模企業共済制度では、個人事業は個人事業主とともに配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われているにもかかわらず、個人事業主のみを加入対象といたしたため、「小規模企業共済法の一部を改正する法律案」では、個人事業主の「共同経営者」を加入対象者として拡大することとされている。

【改正概要】

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者について、所要の法律改正を前掲の次の措置に講じられる。適用は所要の法改正後となる。

- 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。
- 共同経営者が支給を受ける分割（年金）払いの共済金等については、公的年金等除除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当とみなされる。

- ・小規模企業共済制度とは…  
小規模企業の個人事業主や会社等の役員が事業をやめた場合の、生活の安定や事業再建のための共済制度（経営者の退職金制度）。
- ・この制度に加入できる者は…  
常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）等の個人事業主及び会社役員等（でした）。
- ・税制上のメリット…掛金は全額所得控除  
共済金は退職所得扱い（一括受取）又は公的年金等の雑所得扱い（分割受取）

<中小企業退職金制度の加入対象者に追加される同居親族について>

個人事業主の配偶者は、事業主と利益が1つであるというところから、従業員とみなされておらず加入対象外とされ、配偶者以外の同居親族は他の従業員と同じ就業規則や賃金規定、労働条件である場合限り加入できた（家族従業員のみ場合は加入できなかった）。しかし、個人事業主とともにその配偶者や後継者等の家族が一体として事業が行われている実態を考慮して見直し

さらに改正概要なども解説！  
幅広い知識をフォロー。

ライフプラン・リタイアメントプラン CFP資格審査試験 出題項目リスト

No.1

No.	項目名	出題内容	H23 -2	H24 -1	H24 -2	H25 -1	H25 -2	H26 -1	H26 -2	H27 -1	H27 -2	H28 -1	頻度
1	FP倫理	FPと関連法規	○	○	○		○	○	○	○	○	○	9
2		FPとコンプライアンス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
3	白書・統計等資料	各種意識調査等		○		○	○						3
4		厚生労働白書					○		○	○			3
5		その他、家計・人口・景気			○			○			○		3
6	ライフプランニングの基礎	キャッシュフロー作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
7		必要額計算（係数早見表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
8		キャッシュフロー分析	○	○		○	○	○	○	○		○	8
9		バランスシート										○	1
10	可処分所得の計算	退職金（退職所得・手取額・税額）	○	○	○		○	○			○		6
11		各種所得・総合課税の税額等	○			○						○	3
12	教育資金設計	教育ローンの種類・仕組み		○		○			○		○		4
13		学費データ、子供にかかる資金データ	○										1
14		教育資金贈与					○				○	○	3
15		奨学金、その他			○	○		○	○	○		○	6
16	住宅資金設計等	財形・郵貯					○						1
17		手続き、その他		○	○			○					3
18		住宅ローン控除									○		1
19	住宅ローン	公庫融資制度（住宅金融支援機構）	○			○				○		○	4
20		民間住宅ローン	○										1
21		借換え						○					1
22		繰上げ返済				○	○		○				3
23		返済額算出、購入可能な物件、その他	○	○		○	○	○	○	○	○	○	9
24	その他のローン等	リバースモーゲージ		○					○	○			3
25		リボルビング払い／アドオン	○	○			○		○	○	○		6
26		生命保険の契約者貸付			○								1
27		自動車ローン（残価設定型）						○					1
28		信用保証協会						○			○		2
29		アドオン方式							○				1
30	社会保険全般	標準報酬、料率・保険料、扶養	○	○					○		○	○	5
31		短時間労働者の社会保険	○		○	○							3
32		退職後の社会保険	○	○		○			○	○	○	○	7
33	介護保険	被保険者、保険料、自己負担				○	○	○			○	○	5
34		介護給付、自己負担		○					○	○			3
35		申請手続き、サービス内容		○	○	○	○	○	○	○	○		8
36		法改正等			○				○	○			3

# 問題編 目次

## ライフプランニング編

問題 番号 ▼	難易度 ▼	出題 年度 ▼	P ▼
【問1】	<b>基</b>	H25-2～H27-2 < F P の倫理とコンプライアンス >	1
【問2】	<b>基</b>	H26-1～H27-2 < F P の倫理とコンプライアンス >	4
【問3】	<b>基</b>	H20-1～H26-2 < ライフプランに関わる統計データなど >	6
【問4】	<b>基</b>	H25-1～H27-2 < ライフプランに関わる統計データなど >	9
【問5】	<b>基</b>	H19-2～H23-2 < ライフプランに関わる統計データなど >	12
【問6】	<b>基</b>	H23-1、H27-2 < ライフプランに関わる法律・諸制度 >	15
【問7】	<b>基</b>	H19-1～H23-2 < 係数表の活用／資産運用 >	17
【問8】	<b>基～中</b>	H26-2～H27-2 < 係数表の活用／資産運用 >	20
【問9】	<b>基～中</b>	H23-2、H26-1 < 係数表の活用／住宅取得資金計画 >	25
【問10】	<b>中～特</b>	H14-2、H16-2 < 源泉徴収票の読み取り等 >	28
【問11】	<b>基</b>	H27-2 < キャッシュフロー表 >	31
【問12】	<b>基</b>	H27-1 < キャッシュフロー表 >	35
【問13】	<b>基～中</b>	H26-1～H27-2 < 教育資金設計 >	39
【問14】	<b>中</b>	H27-2 < 自動車ローン >	42
【問15】	<b>中</b>	H25-2 < 正味現在価値法 >	43
【問16】	<b>基～上</b>	H19-1、H23-1 < 住宅取得資金計画・住宅ローン >	44
【問17】	<b>中～上</b>	H18-2、H24-2 < 二世帯住宅の資金計画と住宅ローン >	48
【問18】	<b>基～中</b>	H19-2～H27-2 < 住宅取得資金計画・住宅ローン >	50
【問19】	<b>基～中</b>	H21-2～H27-2 < 住宅取得資金計画・住宅ローン >	53
【問20】	<b>基～上</b>	H20-1、H21-1 < 住宅取得資金計画・住宅ローン >	55
【問21】	<b>基～中</b>	H21-2～H26-2 < 住宅取得資金計画・住宅ローン >	57
【問22】	<b>基～中</b>	H20-2、H22-1 < ローン償還表の基礎知識 >	62
【問23】	<b>基～特</b>	H24-2～H27-1 < ローンやクレジットの基礎知識 >	64
【問24】	<b>基～特</b>	H21-2～H27-1 < ローンやクレジットの基礎知識 >	68
【問25】	<b>基</b>	H18-1 < 債務整理の基礎知識 >	69
【問26】	<b>基～上</b>	H24-1～H27-1 < 中小法人の資金計画 >	70
【問27】	<b>基～上</b>	H22-1～H27-2 < 中小法人の資金計画 >	74
【問28】	<b>基～中</b>	H26-1～H27-2 < 確定拠出年金と確定給付年金 >	76
【問29】	<b>基～中</b>	H24-1～H26-1 < 確定拠出年金と確定給付年金 >	78
【問30】	<b>基～中</b>	H23-2～H27-2 < 中小企業退職金共済制度 >	79
【問31】	<b>基～中</b>	H24-1～H27-2 < 国民年金基金 >	81
【問32】	<b>基～上</b>	H24-1～H27-1 < 小規模企業共済制度等 >	84
【問33】	<b>基～中</b>	H26-1～H27-2 < 退職後の生活資金計画等 >	88

※ 難易度のマークは F P K 研修センターが独自に振り分けたもので、次の通りです。

**基** = 基本レベル    **中** = 中級レベル    **上** = 上級レベル    **特** = 特異問題

★=出題頻度(1つ:1~2回・2つ:3~4回・3つ:5回~)◎=Let's try(必ずやっておこう)

## ライフプラン編

【問 1】FPの倫理と コンプライアンス (問題1) 設問A★★-----1 (問題2) 設問B★-----2 ◎(問題3) 設問C★★-----3	【問 9】係数表の活用 ／住宅取得資金計画 (問題29) 設問A★★-----25 (問題30) 設問B★★-----26 ◎(問題31) 設問C★-----27	【問 20】住宅取得資金計画・ 住宅ローン (問題57) 設問A -----55 (問題58) 設問B -----56 (問題59) 設問C -----56 (問題60) 設問D -----56
【問 2】FPの倫理と コンプライアンス (問題4) 設問A★-----4 (問題5) 設問B★-----4 (問題6) 設問C★★-----5 (問題7) 設問D★-----5 (問題8) 設問E★-----5	【問 10】源泉徴収票の 読み取り等 (問題32) 設問A -----28 ◎(問題33) 設問B -----29	【問 21】住宅取得資金計画・ 住宅ローン (問題61) 設問A -----57 ◎(問題62) 設問B -----58 ◎(問題63) 設問C★★-----59 ◎(問題64) 設問D★★-----60
【問 3】ライフプランに関わる 統計データなど (問題9) 設問A -----6 (問題10) 設問B★-----7 (問題11) 設問C★-----8	【問 11】キャッシュフロー表 ◎(問題34) 設問A★★★-----33 ◎(問題35) 設問B★★★-----33	【問 22】ローン償還表の 基礎知識 ◎(問題65) 設問A -----62 (問題66) 設問B -----63
【問 4】ライフプランに関わる 統計データなど (問題12) 設問A★-----9 (問題13) 設問B★-----10 (問題14) 設問C★-----11	【問 12】キャッシュフロー表 (問題36) 設問A★★★-----37 (問題37) 設問B★★★-----37	【問 23】ローンやクレジットの 基礎知識 (問題67) 設問A★★-----64 ◎(問題68) 設問B★★-----65 (問題69) 設問C★-----66 (問題70) 設問D★-----67
【問 5】ライフプランに関わる 統計データなど (問題15) 設問A -----12 (問題16) 設問B -----13 (問題17) 設問C★-----14	【問 13】教育資金設計 ◎(問題38) 設問A★★-----39 (問題39) 設問B★★-----40 (問題40) 設問C★-----40 ◎(問題41) 設問D★-----41	【問 24】ローンやクレジットの 基礎知識 (問題71) 設問A★★-----68 ◎(問題72) 設問B★★-----68 (問題73) 設問C★-----68
【問 6】ライフプランに関わる 法律・諸制度 (問題18) 設問A★-----15 (問題19) 設問B★-----15 (問題20) 設問C★-----16	【問 14】自動車ローン ◎(問題42) 設問A★-----42	【問 25】債務整理の基礎知識 (問題74) 設問A -----69
【問 7】係数表の活用 ／資産運用 (問題21) 設問A★-----17 ◎(問題22) 設問B★-----18 (問題23) 設問C★-----19	【問 15】正味現在価値法 (問題43) 設問A★-----43	【問 26】中小法人の資金計画 ◎(問題75) 設問A★-----70 (問題76) 設問B★-----71 (問題77) 設問C★-----72 (問題78) 設問D★-----73
【問 8】係数表の活用 ／資産運用 ◎(問題24) 設問A★★★-----20 (問題25) 設問B★★★-----21 ◎(問題26) 設問C★★★-----22 (問題27) 設問D★★★-----23 ◎(問題28) 設問E★★★-----24	【問 16】住宅取得資金計画・ 住宅ローン (問題44) 設問A -----44 (問題45) 設問B -----46 (問題46) 設問C★-----47	【問 27】中小法人の資金計画 (問題79) 設問A★-----74 ◎(問題80) 設問B -----74 (問題81) 設問C★-----75 (問題82) 設問D★-----75
	【問 17】二世帯住宅の資金計画 と住宅ローン (問題47) 設問A -----48 (問題48) 設問B★-----49	【問 28】確定拠出年金と 確定給付年金 (問題83) 設問A★★★-----76 ◎(問題84) 設問B★★★-----76 (問題85) 設問C★★★-----77 (問題86) 設問D★★★-----77
	【問 18】住宅取得資金計画・ 住宅ローン (問題49) 設問A -----50 ◎(問題50) 設問B★★★-----51 (問題51) 設問C★★★-----52 ◎(問題52) 設問D★★★-----52	
	【問 19】住宅取得資金計画・ 住宅ローン (問題53) 設問A★-----53 ◎(問題54) 設問B★★-----53 (問題55) 設問C -----54 (問題56) 設問D★-----54	

**【問 6】** **基** -複合問題- ライフプランに関わる法律・諸制度

金融商品販売法や預金者保護法などの消費者保護のための法律や諸制度を理解することは、顧客に適切なアドバイスを行うためにも、CFP®認定者にとって必要な知識です。以下の設問について、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題18) 設問A ☆ H23-1

湯本さんは、退職後の生活資金等に充てる「自分年金」を保全していくためにも、預金保険制度について関心をもっている。預金保険制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 預金保険制度では、同じ金融機関に複数の預金がある場合には、担保設定されていないもののうち、満期設定のないものが、満期日のあるものより優先して保護される。
2. 預金保険制度では、金融機関で購入した、株式を一切組み入れない公社債投資信託についても、保護の対象とされる。
3. 普通銀行のほか、信用金庫や信用組合、労働金庫、外国銀行の在日支店も、預金保険制度の対象金融機関である。
4. 日本国内に本店のある都市銀行や地方銀行、信託銀行であれば、それらの海外にある支店も預金保険制度の対象となる。

(問題19) 設問B ☆ H23-1

「預金者保護法」では、キャッシュカード等の盗難によって被害が発生した場合でも、本人に過失等があったと認められる場合には、損害額の全額補償の対象にならないことがある。「預金者保護法」における次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 暗証を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、キャッシュカードとともに携行していた場合
- (イ) 暗証を、ロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用し、かつ、キャッシュカードを他人の目につきやすい場所に放置していた場合。
- (ウ) 病気や障害等のやむを得ない事情により、介護ヘルパー等に対して暗証を知らせたうえで、キャッシュカードを渡した場合。

1. (ア) のみが、一般的に全額補償の要件として認められる。
2. (ア) および (イ) が、一般的に全額補償の要件として認められる。
3. (イ) および (ウ) が、一般的に全額補償の要件として認められる。
4. (ウ) のみが、一般的に全額補償の要件として認められる。

【問 6】**基** - 複合問題 - H23-1、H27-2 ライフプランに関わる法律・諸制度

&lt; 正解 &gt;

設問A	設問B	設問C
1	4	4

## (問題17) 設問A-1 預金保険制度 ☆

- 適切。預金保険制度では、同じ金融機関に複数の預金がある場合には、担保設定されていないもののうち、満期設定のないもの（普通預金、貯蓄預金等）が、満期日のあるもの（定期預金等）より優先して保護される。
- 不適切。公社債投資信託は預金ではないため、銀行で購入したものであっても、預金保険制度による保護の対象とはならない。また、銀行は証券会社ではないため、投資者保護基金による保護の対象ともならない。
- 不適切。銀行のみでなく信用金庫や信用組合、労働金庫も、預金保険制度の対象金融機関であるが、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象金融機関とはならない。
- 不適切。日本国内に本店のある都市銀行や地方銀行、信託銀行であっても、それらの海外にある支店は、預金保険制度の対象外である。

&lt; 預金保険制度の保護の範囲 &gt;

決済用預金	無利息の普通預金 当座預金	一般預金等とは別枠で金額を問わず全額保護
一般預金	決済用預金以外の 保護対象預金	合算して元本1,000万円までとその利息を保護 <sup>(注)</sup>
預金保険制度 の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金 保護預かり専用以外の 金融債	破綻金融機関の財産状況に応じて支払い ※1,000万円以下の預入れでも一部カットされることがある。

(注) 1,000万円を超える元本部分とその利息については、破綻金融機関の財産状況に応じて支払われるので、一部カットされることがありうる。

一般預金で元本1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産状態に応じて概算払いが行われ、その後清算配当の形で支払われる。

1 預金者とみなされるのは、個人、法人、権利能力無き社団・財団となっているため、個人事業主の個人預金と事業用預金は合算して計算される。

## (問題18) 設問B-4 偽造・盗難キャッシュカード被害における被害者の過失 ☆

- 正しい。
- (ア) 認められない。暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合は、本人の過失となりうる事例であり、預金者過失ありの75%補償となる。
- (イ) 認められない。暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証としても使用し、かつ、キャッシュカードを他人の目につきやすい場所に放置していた場合は、本人の過失となりうる暗証の管理であり、預金者過失ありの75%補償となる。
- (ウ) 認められる。他人に暗証を知らせた場合は、本人の重大な過失となり預金者重過失として補償されないが、病気や障害等のやむを得ない事情により、介護ヘルパー等に対して暗証